令和８年（フ）第７０号
三重県名張市東田原2590番地１　ビレッジハウス名張１号棟507号
債務者　謝敷　　勝
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第５３号
滋賀県長浜市川道町2694　介護老人保健施設琵琶、住民票上の住所滋賀県長浜市小堀町250番地35
債務者　岡田　憲子
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第６９６号
神戸市兵庫区駅南通２丁目１番５―212号
債務者　山中　瑠璃
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４６号
神戸市中央区東雲通４丁目１番18―701号
債務者　森井　幸平
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８０号
神戸市兵庫区荒田町１丁目５番８号　キドビル701
債務者　大下　祐子（旧姓中村）
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４号
兵庫県宝塚市清荒神２丁目２番18号　グレイスマンション３番館30Ａ号室、前住所福岡県宗像市日の里１丁目23番地３
債務者　若松　厚志
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
鳥取県米子市三本松１丁目９番２号　101号
債務者　糸田　雄大
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第２９３号
愛媛県松山市和泉北３丁目５番17号　ファインビレッジ軽井沢
債務者　松下イサミ
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１４号
愛媛県松山市永木町１丁目７番地５　レイス永木町102号
債務者　平石　守男
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
大分県宇佐市大字金屋339番地の１　市営十三掛団地200棟206号
債務者　東本　海津
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３３６号
宮崎市大字本郷北方4218番地11
債務者　中村　　仁
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４０号
宮崎市高洲町244番地１　リエゾン403号
債務者　児玉真奈美
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４８号
宮崎県串間市大字南方990番地15　ヒロコーポ202、前住所宮崎県串間市大字西方9410番地
債務者　徳井　明美
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第２５２号
石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目281番地
債務者　アトリエまい縫夢こと日高真由美
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３８号
福井市加茂河原３丁目12番25号　エバーグレイス101
債務者　和田　奈美
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４０号
福井市花堂北１丁目６番16号　エルシー花堂102
債務者　松浦　大地
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４２号
福井市花堂東２丁目901番地　コーポチェリッシュＢ202、旧住所福井県坂井市三国町緑ケ丘５丁目６番10号　グランシーサイド三国　202号室
債務者　永友　由紀（旧姓西村、木村、國見）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係